

笹ヶ峰自然環境保全地域

○自然環境保全地域の指定（昭和57年3月31日 環境庁告示第51号）

自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第22条第1項の規定に基づき、次の区域を笹ヶ峰自然環境保全地域に指定し、同条第7項において準用する同法第14条第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

この自然環境保全地域の区域を表示した図面は、環境庁、関係県庁並びに関係市役所及び本川村役場に備えつけて供覧する。

1 区域

愛媛県新居浜市大字大永山の一部

愛媛県西条市内国有林松山地域施業計画区西条事業区39林班の一部

高知県土佐郡本川村内国有林高知地域施業計画区高知事業区7林班及び9林班から11林班までの各一部

2 区域図（省略）

○保全計画の決定（昭和57年3月31日 環境庁告示第52号）

自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第23条第1項の規定に基づき、笹ヶ峰自然環境保全地域に関する保全計画を決定したので、同条第3項において準用する同法第15条第2項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

1 保全すべき自然環境の特質その他当該地域における自然環境の保全に関する基本的な事項

本地域は、石鎚山地の東部に位置する笹ヶ峰を中心とする山稜部に当たり、その大部分は、冷温帯に属し、ブナ林が気候的極相である。典型的なブナ林は寒風山付近、笹ヶ峰南面、冠山等にみられ、ウラジロモミが混生し、林床はほとんどイシツチザサで占められている。笹ヶ峰北面の山頂付近ではシコクシラベが出現し、小範囲ながら亜寒帯林が見られる。このシコクシラベ林は、我が国の亜寒帯林の南限である。また、稜線沿いは、広い範囲がイシツチザサを主とするササ地となり、この中にコメツツジ、ダイセンミツバツツジなどのツツジ科植物を主とした低木林をまじえ、四国山地稜線部の風衝地植生の典型的な特徴を示している。

このように本地域は、四国山地を代表する植生の地域であり、人為の影響も少ないので、全域を特別地区として適正な保全を図る。

また、特別地区のうち稜線部を中心とした地区を野生動植物保護地区としてコメツツジ等の貴重な植物種の保護を図る。

2 特に保全を図るべき土地の区域の指定に関する事項

笹ヶ峰自然環境保全地域の全域を特別地区に指定する。

(1) 区域

愛媛県新居浜市大字大永山の一部

愛媛県西条市内国有林松山地域施業計画区西条事業区39林班の一部

高知県土佐郡本川村内国有林高知地域施業計画区高知事業区7林班及び9林班から11林班までの各一部

(2) 面積

537ヘクタール

(3) 土地所有別面積

国有地535ヘクタール

民有地2ヘクタール

3 保全のための規制に関する事項

(1) 特別地区内に次のとおり野生動植物保護地区を指定する。

ア 区域

愛媛県新居浜市大字大永山の一部

愛媛県西条市内国有林松山地域施業計画区西条事業区39林班の一部

高知県土佐郡本川村内国有林高知地域施業計画区高知事業区7林班及び9林班から11林班までの各一部

イ 面積

259ヘクタール

ウ 土地所有別面積

国有地257ヘクタール

民有地2ヘクタール

エ 保護すべき野生動植物の種類

(植物)

センダイソウ、キレンゲショウマ、ハガクレツリフネ、シコクフウロ、タカネオトギリ、イシヅチボウフウ、コメツツジ、ミヤマヒキオコシ、ナヨナヨコゴメグサ、オオモミジガサ、オオトウヒレン、ミヤマトウヒレン、ウナズキツクパネソウ、イシヅチテンナンショウ

(2) 自然環境保全法第25条第3項に規定する木竹の伐採の方法及びその限度は、次に定めるところによる。

ア 区域

2(1)に記載する特別地区の区域

イ 伐採の方法及び限度

禁伐とする。ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、単木択伐(択伐率現在蓄積の10パーセント以内)を行うことができる。

なお、保安林の機能の維持又は強化を図るため林相を改良する場合であって、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第22条の4に規定する択伐率による択伐(均等な割合で単木的に選定して伐採すること及び伐採によって生ずる無立木地の面積は、0.05ヘクタール未満とすること)を行うことができる。

4 保全のための施設に関する事項

保全施設を次のとおり設ける。

施設の種類	位置
巡視歩道	起点—愛媛県西条市及び高知県土佐郡本川村(寒風山) 終点—高知県土佐郡本川村(平家平)
標識その他これに類する施設	愛媛県新居浜市地内、愛媛県西条市地内及び高知県土佐郡本川村地内

○特別地区の指定(昭和57年3月31日 環境庁告示第53号)

自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第25条第1項の規定に基づき、笹ヶ峰自然環境保全地域の区域内に特別地区を指定し、同条第2項において準用する同法第14条第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

この特別地区の区域を表示した図面は、環境庁、関係県庁並びに関係市役所及び本川村役場に備えつけて供覧する。

1 名称

笹ヶ峰特別地区

2 区域

笹ヶ峰自然環境保全地域の全域

3 区域図(省略)

○木竹の伐採の方法及びその限度の指定(昭和57年3月31日 環境庁告示第55号)

笹ヶ峰自然環境保全地域笹ヶ峰特別地区に係る自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第25条第3項に規定する木竹の伐採(同条第10項に規定する行為に該当するものを除く。)の方法及びその限度を次のように指定する。

1 伐採の方法及び限度

禁伐とする。ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には単木択伐(択伐率現在蓄積の10パーセント以内)を行うことができる。

なお、保安林の機能の維持又は強化を図るため林相を改良する場合であって、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、森林法施

行規則(昭和26年農林省令第54号)第22条の4に規定する択伐率による択伐(均等な割合で単木的に選定して伐採すること及び伐採によって生ずる無立木地の面積は、0.05ヘクタール未満とすること)を行うことができる。

2 適用区域

笹ヶ峰特別地区の全域

○野生動植物保護地区の指定(昭和57年3月31日 環境庁告示第54号)

自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第26条第1項の規定に基づき、笹ヶ峰自然環境保全地域の特別地区内に野生動植物保護地区を指定し、同条第2項において準用する同法第14条第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

この野生動植物保護地区の区域を表示した図面は、環境庁、関係県庁並びに関係市町村及び本川村役場に備えつけて供覧する。

1 名称

笹ヶ峰野生動植物保護地区

2 保護すべき野生動植物の種類

(植物)

センダイソウ、キレンゲショウマ、ハガクレツリフネ、シコクフウロ、タカネオトギリ、イシヅチボウフウ、コメツツジ、ミヤマヒキオコシ、ナヨナヨコゴメグサ、オオモミジガサ、オオトウヒレン、ミヤマトウヒレン、ウナズキツクバナソウ、イシヅチテンナンショウ

3 区域

愛媛県新居浜市大字大永山の一部

愛媛県西条市内国有林松山地域施業計画区西条事業区39林班の一部

高知県土佐郡本川村内国有林高知地域施業計画区高知事業区7林班及び9林班から11林班までの各一部

4 区域図(省略)